

日本標準職業分類の適用範囲について

1 適用範囲を設ける必要性

統計は多様な目的で作成されることから、公的統計の表示に統計分類を適用する場合、作成目的等に応じて一定の範囲で公示分類表の分類項目の集約又は細分化を可能とすることなどにより、柔軟な表章を可能とすることが必要と考えられる。

このため、今回の日本標準職業分類の統計基準としての設定に係る諮問において、分類表と併せ、適用範囲についても、「一定の範囲で分類表の分類項目の集約又は細分化を可能とすることなどにより、多様な統計の作成目的等に応じて、様々な表章を可能とするもの」として、統計委員会の意見を求めているところである。

2 考え方

現在、新統計法に規定する統計基準として、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」が設定されており、適用の範囲については、旧統計法制度における政令の規定を踏襲して、以下の範囲としている。

【日本標準産業分類】

日本標準産業分類の適用に当たっては、前項の分類表の大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。

【疾病、傷害及び死因の統計分類】

疾病、傷害及び死因の統計分類の適用に当たっては、前項の分類表の各表の分類項目を集約し、又は細分することができる。ただし、同項の分類表の各表の最大分類項目及び異なる最大分類項目に属する下位分類項目は、集約することができない。

日本標準職業分類は、今回、初めて統計基準として設定しようとするものであることから、既に統計基準として設定されている日本標準産業分類に準じた適用範囲とする。

3 適用範囲

公的統計を職業別に表示する場合、次の範囲は、日本標準職業分類を適用しているものとする。

注1)日本標準職業分類により統計を表示するとは、総務大臣が公示する分類表(以下「公示分類表」という。)の全体系を表示しなければならない、ということではなく、当該統計を表示するのに必要な範囲の分類項目を公示分類表にある項目そのままに表示すればよい、ということである。例えば、公示分類表中の「専門的・技術的職業従事者」に関する大分類の部分のみを必要とする場合には、専門的・技術的職業従事者以外の職業に関する部分の分類項目を表示する必要はない。また、公示分類表には、大分類、中分類及び小分類の3段階があるが、そのいずれか一の段階に属する分類項目のみを使用することとして差し支えない。

注2)小分類の下に細分類を設けて統計を表示することは、統計作成者の自由である。ただし、小分類と細分類の間の整合性(概念及び計数)は確保する必要がある。

大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約する。

【上記表現の説明】

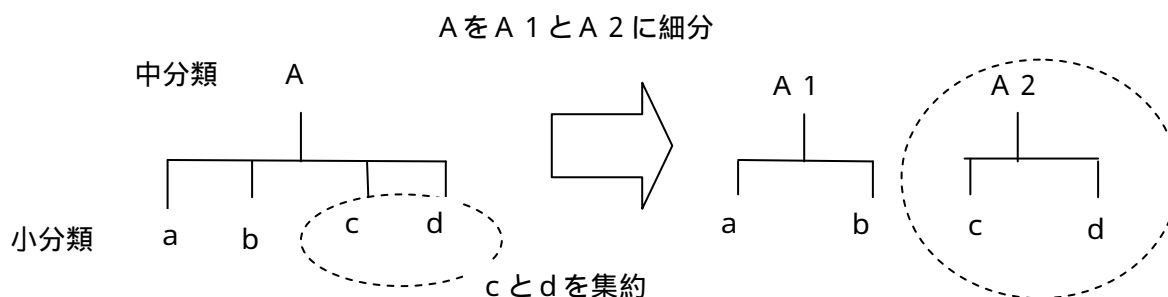
(なお、上記表現は、分類に関する旧政令で使用されてきた文言であり、踏襲している。)

1. 公示分類表の大分類項目以外の分類項目の細分、又は直上位の同一の分類項目に属する分類項目を集約した分類項目表によって統計を表示すること。

(1) 細分する場合

「その直下位分類項目を細分し」とは、以下をいう。

公示分類表の特定の中分類項目を細分して、中分類項目を増設する場合は、当該中分類項目Aに属する小分類項目のいくつかを集約して、新たな中分類項目A2とし、このA2と、AからA2を除いた残りの部分A1に分割することをいう。



公示分類表の特定の小分類項目を細分する場合は、集約する下位項目が存在しないことから、任意の区分で細分して差し支えない。ただし、細分前の小分類項目と細分後の小分類項目の間の整合性（概念及び計数）は確保する必要がある。

例：小分類「011 議会議員」を、011 国会議員と 012 地方議会議員に細分する。

(2) 集約する場合

「直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約する」とは、次をいう。

中分類項目を集約する場合は、公示分類表で、同一大分類項目に属する中分類項目を集約して、これを新たに中分類項目とすることはできるが、異なる大分類項目に渡って中分類項目を互いに集約することはできない。

小分類項目を集約する場合は、 に準じる。

2 . 統計基準としての日本標準職業分類の体系性を損なうおそれのあることから、同一分類項目に対して、細分と集約を同時に行うことはしない。

例えば、中分類 A を A 1 と A 2 に細分し、更に A 1 を同一大分類に属する中分類 B と集約することは、適用範囲とはしない。

(参考) 適用範囲を超える場合の手続

前項の適用範囲を超える場合は、次の手続により日本標準職業分類とは異なる分類を用いることができる。

(1) 統計調査により統計を作成する場合

基幹統計調査にあつては、承認申請時に統計基準を使用しない理由を記載し、法第9条第1項又は法第11条第1項、一般統計調査にあつては、承認申請時に統計基準を使用しない理由を記載し、法第19条第1項又は第21条第1項に規定する総務大臣の承認を得る。

(2) 統計調査以外の方法により作成する統計

基幹統計にあつては統計法第26条第1項に規定する総務大臣への通知の中で、統計基準を使用しない理由を記載する。

基幹統計以外の統計にあつては特段の手続きは必要ない。